

J S A T 売上高・利益額一覧表

番号	年度	売上高	利益額	ライプ ニッツ 係数	原告の損害額
1	平成21年	660,000,000	79,992,000	0.952	76,152,384
2	平成22年	1,320,000,000	159,984,000	0.907	145,105,488
3	平成23年	1,880,000,000	227,856,000	0.863	196,639,728
4	平成24年	2,540,000,000	307,848,000	0.822	253,051,056
5	平成25年	3,300,000,000	399,960,000	0.783	313,168,680
6	平成26年	3,630,000,000	439,956,000	0.746	328,207,176
7	平成27年	3,993,000,000	483,951,600	0.710	343,605,636
8	平成28年	4,392,000,000	532,310,400	0.676	359,841,830
9	平成29年	4,831,000,000	585,517,200	0.644	377,073,076
10	平成30年	5,314,000,000	644,056,800	0.613	394,806,818
合計		31,860,000,000	3,861,432,000		2,787,651,872

営業秘密目録

別紙

番号	営業秘密の内容	有用性	秘密管理性	非公知性
1	IRU契約により伝送路を波長、帯域ベースで借り受けることにより電気通信事業法第9条の規定による電気通信事業登録申請の要件である中継系伝送路設備の保有を充足することができ、登録電気通信事業者の資格を取得できる。	電気通信事業法第9条の規定による電気通信事業登録申請の要件である中継系伝送路設備の保有を充足することができ、登録電気通信事業者の資格を取得できる。	原告の電気通信事業登録申請書のネットワーク構成図に記載されているものであり、上記申請書は鍵のかかった引き出しに保管されており、総務部長が管理している。原告の代表取締役、総務部長の許可なくして上記申請書にアクセスできないよう管理されている。	総務省発行の「電気通信事業者のネットワーク構築マニュアル」にはネットワーク構築の方法としてIRU方式が記載されているが、上記IRU方式は光ファイバーの所有者から芯線ベースで借り受けるものであり、波長、帯域ベースで衛星の所有者からIRU方式で借り受けることは記載されておらず、また衛星通信事業においてIRU方式により登録電気通信事業者としての資格を付与された前例はなから非公知であった。上記総務省のマニュアルでは波長、帯域ベースでのIRU契約は衛星の所有者が電気通信事業者でなければならず、登録電気通信事業者ではない。
2	電気通信事業法第9条の規定による電気通信事業登録申請の要件である中継系伝送路設備につき、衛星を所有するインマルサット社とのIRU契約ではなく、インマルサット社のDPPであるストラトス社(前身ザンティック社)とのIRU契約により中継系伝送路設備の要件を満たすことができるというノウハウ。	電気通信事業法第9条の規定による電気通信事業登録申請の要件である中継系伝送路設備の保有を充足することができ、登録電気通信事業者の資格を取得できる。	原告の電気通信事業者登録申請書のネットワーク構成図に記載されているものであり、上記申請書は鍵のかかった引き出しに保管されており、総務部長が管理していた。原告の代表取締役、総務部長の許可なくして上記申請書にアクセスできないよう管理されていた。	衛星の所有者であるインマルサット社ではなくインマルサット社のDPPであるストラトス社(前身ザンティック社)との間でIRU契約を締結することにより電気通信事業登録申請の要件である中継系伝送路設備の保有要件を充足するとのノウハウは総務省発行の「電気通信事業者のネットワーク構築マニュアル」には記載がなく、また前例もなかったものであり非公知である。
3	電波法による包括無線局免許申請の要件である通信端末機器の制御(発給、停止)の方法として制御機器により第3世代衛星についてはインマルサット社よりのPS A資格付与第4世代衛星についてはストラトス社とのサービスプロバイダ契約により衛星所有者であるインマルサット社のESASのコンピュータシステムにインターネットを介して伝達し、衛星通信端末機器を制御することができるというノウハウ。	電波法による包括無線局免許申請の要件である通信端末機器の制御(発給、停止)の方法として制御機器により第3世代衛星についてはインマルサット社よりのPS A資格付与第4世代衛星についてはストラトス社とのサービスプロバイダ契約により衛星所有者であるインマルサット社のESASのコンピュータシステムにインターネットを介して伝達し、衛星通信端末機器を制御することができる。	原告の電波法による包括無線局の免許申請書に記載がなされているものであり、上記申請書は鍵のかかった引き出しに保管されており、総務部長が管理していた。原告の代表取締役、総務部長の許可なくして上記申請書にアクセスできないよう管理されていた。	インマルサット社のPSA資格により衛星通信端末機器の制御ができること及びインマルサット社のDPPであるストラトス社(前身ザンティック社)とのサービスプロバイダ契約によりデータリンク方式を使用して衛星通信端末機器を制御できることは、PSA資格取得者及びストラトス社とサービスプロバイダ契約を締結した会社以外には知る余地がなく非公知であった。
4	総務省発行の「電気通信事業者のネットワーク構築マニュアル」に記載されているIRU方式は伝送路を占有させる契約であるから、芯線単位で借り受ける光ファイバーと同様に、使おうと使うまいと多額の固定費を衛星の所有者に対し支払う必要があるものである。しかし原告とストラトス社とのサービスプロバイダ契約では、借り受け量の支払いは使っただけ支払えばよいとの従量制の契約内容である。原告の上記契約内容を知るよう交渉を行うことができ、ストラトス社と従量制という有利なサービスプロバイダ契約を締結することができたものである。	総務省発行の「電気通信事業者のネットワーク構築マニュアル」に記載されているIRU方式は伝送路を占有させる契約であるから、芯線単位で借り受ける光ファイバーと同様に、使おうと使うまいと多額の固定費を衛星の所有者に対し支払う必要があるものである。しかし原告とストラトス社とのサービスプロバイダ契約では、借り受け量の支払いは使っただけ支払えばよいとの従量制の契約内容である。原告の上記契約内容を知るよう交渉を行うことができ、ストラトス社と従量制という有利なサービスプロバイダ契約を締結することができたものである。	原告とストラトス社(前身ザンティック社)とのサービスプロバイダ契約書に、従量制による使用料の支払いが記載されているものである。上記サービスプロバイダ契約書は鍵のかかった引き出しに保管されており、総務部長が管理している。原告の代表取締役、総務部長の許可なくして上記契約書にアクセスできないよう管理していた。	原告とストラトス社(前身ザンティック社)とのサービスプロバイダ契約の内容は原告とストラトス社以外には非公知であった。上記サービスプロバイダ契約には秘密保持義務が規定されており、原告もストラトス社も第三者に契約内容を開示することは禁じられていた。
5	原告の衛星通信サービスの仕入価格(端末機器の仕入価格)の情報。	原告の仕入価格を知ることにより、被告は原告の顧客先に対し原告より安い価格のサービス、商品を提示することができ、営業上有利な営業をすることができ原告の顧客を奪うことができる。また官公庁の入札においては原告の仕入価格を知ることにより、原告より安い価格で入札することができ、入札において原告より優位な地位に立つことができる。	仕入価格は衛星通信サービスについては、インマルサット社のDPPであるストラトス社、フランステレコム、ビザダ社とのサービスプロバイダ契約書に記載されており、衛星通信端末機器については通信機器のメーカーとの代理店契約書に記載されている。上記契約書は鍵のかかった引き出しに保管されており、総務部長が管理している。原告の代表取締役、総務部長の許可なくして上記契約書にアクセスできないよう管理されている。	原告とインマルサット社のDPPとのサービスプロバイダ契約、通信機器メーカーとの代理店契約は契約当事者以外には非公知なものである。また上記契約書には秘密保持義務が規定されており、契約当事者以外の第三者に契約内容を開示することは禁じられているものである。

6	原告の衛星通信サービスの顧客先に対する販売価格の情報を末機器の販売価格の情報。	原告の顧客先に対する販売価格を知ることにより、被告が原告の顧客先に対し、原告の販売価格より安い価格を提示することができる。また新たな顧客の獲得において、原告の販売価格より安い販売価格を提示して営業上優位な地位に立つことができる。	原告の顧客に対する販売価格は総勘定元帳、勘定科目内訳書に記載されている。総勘定元帳、勘定科目内訳書は電子データ化されており、会計ソフトフェア「弥生会計」に入力され、経理用サーバーに保管されている。経理用サーバーへのアクセスは経理課の担当者のみが行うことができ、かつパスワードとID番号を入力してアクセスできる方法となっており、パスワードとID番号は経理担当社員しか知らないものであり、他の人がアクセスできない仕組みとなっている。
7	原告の顧客先の担当者、予算、競合先、営業内容、最終販売価格の情報。	原告の顧客先の担当者名、予算、競合先、原告の営業内容、最終価格の情報は原告が顧客先に対し営業をするうえで営業上重要な情報である。被告は上記情報を知り、その情報を利用して、原告の顧客先に対し有利な営業活動ができるものがある。	原告の顧客先の担当者名、予算、競合先、原告の営業内容、最終販売価格の情報は原告の顧客別の営業報告書(甲79)に記載されているものである。上記営業報告書はサーバーに入力保管されており、原告の社員のみがID番号とパスワードでアクセスできる仕組みとなっており、原告の社員以外の人が営業報告書にアクセスできないよう管理されている。
8	原告の顧客先に対する衛星通信サービス及び端末機器の売上高、販売している衛星通信サービスの種類、衛星通信サービス及び端末機器の仕入先に対する仕入高の情報。	原告の顧客先に対する衛星通信サービス及び端末機器の売上高、顧客先に販売している衛星通信サービスの種類及び端末機器の仕入先及び仕入先別仕入高の情報は、インマルサット衛星通信事業を行うためにはどこの会社とどのような契約をしたらよいか又事業の開始するにあたり、設備、資金、人材をどの程度の規模で調達したよいかを決定するための重要な情報である。衛星通信サービスの事業開始にあたり、上記調査をコンサルタント会社に依頼した場合には数年単位の調査期間と数千円～数億円が必要となるものである。	原告の顧客先に対する衛星通信サービスの売上高、販売している衛星通信サービスの種類、衛星通信サービスの種類、衛星通信サービスの仕入先及び仕入先別仕入高の情報は原告の総勘定元帳、勘定科目内訳書に記載されている。原告の総勘定元帳、勘定科目内訳書は電子データ化されており、かつパスワードとID番号を入力してアクセスできる方法となっており、パスワードとID番号は経理担当社員しか知らないものであり、他の人がアクセスできない仕組みとなっている。

番号	情報の内容	有用性	秘密管理性	非公知性	備考
3 (別紙 目録番 号3)	電波法による包括無線局免許申請の通信端末機器の制御要件につき、第3世代衛星サービスはインマルサット社からPSA資格の付与を受けることにより電波法上の制御要件を充たすことができることは、衛星通信業界では常識的な事柄であり、かかる情報に何らのノウハウ性も有用性も見いだすことはできない。 ※営業秘密性以前の問題として右記備考欄参照(第4世代衛星サービスに関しては、併せて右記「非公知性」欄参照)。	第3世代衛星サービスに関して、インマルサット社からPSA資格の付与を受けることにより電波法上の制御要件を充たすことができることは、衛星通信業界では常識的な事柄であり、かかる情報に何らのノウハウ性も有用性も見いだすことはできない。 ※営業秘密性以前の問題として右記備考欄参照(第4世代衛星サービスに関しては、併せて右記「非公知性」欄参照)。	原告は、本情報は包括無線局の免許申請書に記載されており、上記申請書は鍵のかかった引き出しに保管されていた、原告の代表取締役、総務部長の許可なくしてアクセスできないよう管理されていたなどとして証拠上何ら裏付けがなぐそれ自体として到底信用し難い。	第3世代衛星サービスに関して、インマルサット社からPSA資格の付与を受けることにより電波法上の制御要件を充たすことができることは、衛星通信業界では常識的な事柄である。 なお、第4世代衛星サービスに関しては、ストラトス社のホームページ上に「Dashboard」という端末を制御するサービス(Webツール)が公開されており、ストラトス社のユーザーでありさえすれば、同Webツールを利用することにより、回線及び端末を制御することが可能である。	被告スカパーJ S A Tは、原告から包括無線局の免許申請書の開示を受けていない。また、被告J S A Tモバイルは、そもそも第3世代衛星サービスの包括無線局免許を取得していない。これらの点からも営業秘密性を検討する前提を欠いている。 第4世代衛星サービスに関しては、ストラトス社とのサービスプロバイダ契約とは無関係に、ストラトス社のユーザーでありさえすれば、インマルサット社のコンピューターステムにインターネットを介してアクセスし、制御することが可能であり(左記「非公知性」欄参照)、情報の内容自体が誤っている。
4 (別紙 目録番 号4)	原告とストラトス社との間のサービスプロバイダ契約において、衛星通信サービスの料金が従量制であるとの情報	ストラトス社とのサービスプロバイダ契約において、衛星通信サービスの料金が従量制となっており、衛星通信業界ではごく常識的な事柄であり、そこに何らのノウハウ性も有用性も見いだすことはできない。	原告は、ストラトス社との間のサービスプロバイダ契約におおけるサービス料金が従量制であるとの情報は原告とストラトス社との間で締結したサービスプロバイダ契約書に記載されており、上記契約書は鍵のかかった引き出しに保管されていた、原告の代表取締役、総務部長の許可なくしてアクセスできないよう管理していたなどとして証拠上何ら裏付けがなぐそれ自体として到底信用し難い。	ストラトス社とのサービスプロバイダ契約において、衛星通信サービスの料金が従量制となっていることは、衛星通信業界ではごく常識的な事柄である(KDDI株式会社ホームページ(乙41)参照)。	
5 (別紙 目録番 号5な いし7)	原告の衛星通信サービスの仕入価格、衛星通信サービス及び端末機器の顧客に対する販売価格及び最終販売価格に関する情報	インマルサット移動体衛星通信業界における仕入価格・販売価格の変動は著しく、仕入価格・販売価格に関する情報は、過去の一時点における陳腐化された情報に過ぎない。したがって、仕入価格・販売価格に関する情報を仮に利用したところで、有利な営業活動を行うことができるとは到底考えられない。	原告は、仕入価格・販売価格に関する情報はストラトス社、フランステレコム社及びビザダ社との間で締結したサービスプロバイダ契約書に記載されており、上記契約書は鍵のかかった引き出しに保管されていた、原告の代表取締役、総務部長の許可なくしてアクセスできないよう管理していたなどとして証拠上何ら裏付けがなぐそれ自体として到底信用し難い。		

番号	情報の内容	有用性	秘密管理性	非公知性	備考
6 (別紙 目録番 号7)	原告の顧客先の予算に関する情報	日本におけるインマルサット衛星通信サービスは、平成21年2月からの第4世代BGANサービスの開始を受けて、世代交代と市場の拡大を遂げたこと等に鑑みると、顧客先の予算に関する情報を仮に利用したところで、有利な営業活動を行うことができるとは到底考えられない。 ※営業秘密性以前の問題として右記備考欄参照。	原告は、顧客先の予算に関する情報は顧客別の営業報告書に記載されており、サーバーに入力保管されていた、原告の社員のみがID番号とパスワードでアクセスできる仕組みとなっていたなどとしてつづけたように述べるが、アクセス制限の実態等につき証拠上何ら裏付けがなくそれ自体として到底信用し難い。		①被告スカパーJ S A Tは、そもそも原告から「顧客先の予算」に関する情報の開示を受けていない。 ②営業報告書(甲79)を見る限り、原告が何をもって「顧客先の予算」に関する情報であるというのか全く分からず、そもそも営業秘密の特定を欠いている。 ③営業報告書(甲79)を見る限り、営業活動上有用に使用し得る予算情報など皆無である。
7 (別紙 目録番 号7)	原告の(顧客先の)競合先に関する情報	市場における同業者(ライバル会社)の情報であるとした場合 平成19年当時、インマルサット移動体通信サービスを日本国内で販売する業者は原告及びKDDI株式会社のみであることなど、衛星通信事業者であることは誰でも知っている常識的な事柄であり、顧客先の競合先に関する情報を仮に利用したところで、有利な営業活動を行うことができるとは到底考えられない。 ※営業秘密性以前の問題として右記備考欄参照。	原告は、(顧客先の)競合先に関する情報は顧客別の営業報告書に記載されており、サーバーに入力保管されていた、原告の社員のみがID番号とパスワードでアクセスできる仕組みとなっていたなどとしてつづけたように述べるが、アクセス制限の実態等につき証拠上何ら裏付けがなくそれ自体として到底信用し難い。	①市場における同業者(ライバル会社)の情報であるとした場合 平成19年当時、インマルサット移動体通信サービスを日本国内で販売する業者は原告及びKDDI株式会社のみであることなど、衛星通信事業者であれば誰でも知っている常識的な事柄であった。 ②販売先となる顧客の情報であるとした場合 インマルサット衛星通信サービスの主要な顧客ターゲットが、メディア及び官公庁等の著名企業であることは、衛星通信業界においては常識的な事柄である。	①営業報告書(甲79)を見る限り、原告が何をもって「(顧客先の)競合先」に関する情報であるというのか全く分からず、そもそも営業秘密の特定を欠いている。 ②「(顧客先の)競合先」に関する情報であるとした場合 被告スカパーJ S A Tは、そもそも原告からこのような情報の開示を受けたことはない。
8 (別紙 目録番 号7)	原告の顧客先の担当者に関する情報	インマルサット衛星通信サービスの主要な顧客ターゲットは業界において公知であり、営業の対象となる企業等は把握できるとは、原告が、当該企業にアクセスして担当者を開けばよいだけのことであるから、顧客先の担当者の情報を事前に取得することには営業上特段の意味はない。 ※営業秘密性以前の問題として右記備考欄参照。	原告は、顧客先の担当者に関する情報は顧客別の営業報告書に記載されており、サーバーに入力保管されていた、原告の社員のみがID番号とパスワードでアクセスできる仕組みとなっていたなどとしてつづけたように述べるが、アクセス制限の実態等につき証拠上何ら裏付けがなくそれ自体として到底信用し難い。	インマルサット衛星通信サービスの主要な顧客ターゲットは業界に置いて公知であり、営業の対象となる企業等は容易に把握できる。そうであれば、当該企業にアクセスして担当者を開けば顧客先の担当者もまた容易に把握できる。	営業報告書(甲79)を見る限り、原告が何をもって「顧客先の担当者」に関する情報であるというのか全く分からず、そもそも営業秘密の特定を欠いている。

番号	情報の内容	有用性	秘密管理性	非公知性	備考
9 (別紙 目録番 号7)	原告の営業内容に関する情報	営業報告書(甲79)を見る限り、一般的にも営業活動上有用な「営業内容」に関する情報など含まれておらず、甲79に記載の情報を仮に利用したところ、有利な営業活動を行うことができるとは到底考えられない。 ※営業秘密性以前の問題として右記備考欄参照。	原告は、営業内容に関する情報は顧客別の営業報告書に記載されており、サーバーに入力保管されていた、原告の社員のみがID番号とパスワードでアクセスできる仕組みとなっていたなどとして述べたように述べるが、アクセス制限の実態等につき証拠上何ら裏付けがなくそれ自体として到底信用し難い。	—	営業報告書(甲79)を見る限り、原告が何をもち「営業内容」に関する情報であるというのか全く分からず、そもそも営業秘密の特定を欠いている。
10 (別紙 目録番 号8)	原告の顧客先に対する衛星通信サービス及び端末機器の売上高、販売している衛星通信サービスの種類並びに衛星通信サービス及び端末機器の仕入先に対する仕入高に関する情報	①インマルサット移動体衛星通信業界における仕入価格・販売価格の変動は著しく、仕入価格・販売価格に関する情報は、過去の一時点における陳腐化された情報に過ぎない。したがって、これら価格情報をベースとして算出される売上高及び仕入高に関する情報についても何ら有用性は認められない。 ②日本におけるインマルサット衛星通信サービスは、平成21年2月からの第4世代B-GANサービスの開始を受けて、世代交代と市場の拡大を遂げたこと等に鑑みると、売上高及び仕入高に関する情報を仮に利用したところ、有利な営業活動を行うことができるとは到底考えられない。 ③衛星通信サービスの種類は、衛星通信業界にいれば容易に把握しうる程度の情報であり、何ら有用性は認められない。	総勘定元帳及び勘定科目内訳書に記載されており、電子データ化され原告のサーバーに保管されていた、経理担当社員のみがID番号とパスワードによりアクセスできる仕組みとなっていたなどとして述べたように述べるが、アクセス制限の実態等につき証拠上何ら裏付けがなくそれ自体として到底信用し難い。	衛星通信サービスの種類は、衛星通信業界にいれば容易に把握しうる程度の非公知の事実である。	—